

公益財団法人日本高等教育評価機構ファッション・ビジネス系専門職大学院  
認証評価評価料に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本高等教育評価機構ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価に関する規程（以下「認証評価規程」という。）第27条第2項に基づき、公益財団法人日本高等教育評価機構（以下「本機構」という。）が行うファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価（以下「認証評価」という。）の評価料に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(ファッション・ビジネス系専門職大学院の評価料)

第2条 ファッション・ビジネス系専門職大学院（以下「専門職大学院」という。）が認証評価を受ける際的评价料は、その規模に応じて、次の各号により計算した合計額とする。ただし、第1号の規定については、消費税を加算するものとする。

- (1) 1研究科当たり 300万円
- (2) 実地調査に関する経費の一部（宿泊費、会議の会場費及び昼食に係る費用等）

(研究科数の算出)

第3条 研究科数の算出については、次の各号による。

- (1) 研究科数は、受審年度の4月1日現在の数とする。
- (2) 夜間研究科について、同じ種類の昼間研究科を開設している場合は、それらを1研究科として評価料を徴収する。
- (3) 通信教育を行う研究科について、昼間又は夜間において授業を行う研究科が通信教育を併せ行う場合は、それらを1研究科として評価料を徴収する。
- (4) 学年進行中の研究科（受審年度に開設されるものを含む。）については、それぞれ1研究科として評価料を徴収する。
- (5) 受審年度の4月1日現在で学生募集を停止している研究科については、評価料を徴収しない。

(評価料の納入)

第4条 認証評価を申請した専門職大学院は、評価料（第2条第2号を除く。）を納めるものとする。

- 2 前項の評価料は、受審年度の4月末日までに納入するものとする。

(評価料の返還)

第5条 認証評価規程第7条の規定に基づき、認証評価を中止するときは、当該専門職大学院が納入した評価料は返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、認証評価規程第7条第1項の特別の事由が自然災害その他不可抗力によるものであるときは、評価料を返還することができる。この場合の額の算定は、理事長が行う。

(追評価の評価料)

第6条 追評価を受ける際の評価料（以下「追評価料」という。消費税は含まない。）は、専門職大学院の追評価の項目及び内容によって、理事長が決定する。

(追評価料の納入)

第7条 追評価を申請した専門職大学院は、追評価料を納めるものとする。

2 前項の追評価料は、追評価を受ける年度の4月末日までに納入するものとする。

(追評価料の返還)

第8条 認証評価規程第19条第4項で準用する同規程第7条の規定に基づき、追評価を中止するときは、当該専門職大学院が納入した追評価料は返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、認証評価規程第19条第4項で準用する同規程第7条第1項の特別の事由が自然災害その他不可抗力によるものであるときは、評価料を返還することができる。この場合の額の算定は、理事長が行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月10日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。